

# 組織の目標設定シート(行政経営Aシート)

組織	労働委員会事務局
職	次長兼総務調整課長
氏名	江川 俊信

<b>組織の使命・役割</b>	<b>何のために我が組織が存在するのか、我が組織が果たすべき使命・役割は何か</b>
労働委員会は、労使紛争の解決を図るため、労働組合法及び地方自治法に基づき設置された行政委員会である。労働関係調整法、労働組合法に基づき、労働争議の調整、不当労働行為の審査等を行う他、個々の労働者と事業主との間における紛争の解決支援のため、知事から委任を受けて「個別労働関係紛争の調整」も併せて行っている。	



<b>組織の目標</b>	<b>使命・役割を果たす上で、我が組織が目指すゴール(成果)は何か、その目標値はどのような水準か</b>				
<b>(定性的目標)</b>	<b>何をどのような状態にしたいか</b>				
労使紛争の的確・迅速な解決処理 ①労働争議の調整及び個別労働関係紛争の調整 労働組合等(個別労働関係紛争の調整の場合は個々の労働者)と使用者との間で労働条件等に関する問題が生じ、当事者間で自主的な解決が困難になった場合、当事者からの申請に基づき、労働委員会が労使の間に立って助言をする等、自主的な解決を促すことにより、労使関係の正常化や安定化を図る。 ②不当労働行為の審査 労働組合法により禁止されている不当労働行為について、労働組合等からの救済申立に基づき審査を行い、不当労働行為の事実が認められた場合には使用者に対して是正の命令を発出することにより、労使関係の正常化や安定化を図る。					
<b>(定量的目標)</b>	<b>具体的な指標、目標値を設定する</b>				
目標とする成果指標	現行値	年(度)	目標値	年(度)	目標値の設定根拠(他県との比較など)



<b>23年度に重点的に取り組むべき課題</b>	<b>左記の具体的な内容を記載する</b>
①「労働争議の調整」等の迅速な処理	当事者の主張をふまえ、紛争解決に向けた適切な助言を行うことにより、迅速な解決支援に努める。
②「不当労働行為の審査」の計画的な処理	①争点・証拠、②審問期間・回数、証人の数、③命令書の交付予定時期を的確に定めた審査計画を作成し、計画的な審査に努める。